

## 株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2023 年 12 月 25 日

王子ホールディングス株式会社

2023年12月25日

## 株式交換に係る事前開示書面

東京都中央区銀座四丁目7番5号  
王子ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 磯野 裕之 (印)

当社は、森羽紙業株式会社（以下「森羽紙業」といいます。）との間で、2023年12月25日付けで締結した株式交換契約に基づき、2024年2月1日を効力発生日（予定）として、当社を株式交換完全親会社とし、森羽紙業を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにいたしました。

本株式交換に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める開示事項は下記のとおりです。

### 1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

株式交換契約の内容は、別紙1のとおりです。

### 2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

森羽紙業の株主に対してその株式に代わる当社の株式の数又はその数の算定方法の定め相当性に関する事項は、別紙2のとおりです。

本株式交換に際して当社の資本金及び準備金の額に関する事項は、次のとおりです。当該資本金及び準備金の額は、当社の資本政策等に照らして相当であると判断いたしました。

- ① 増加する資本金の額：会社計算規則第39条に従い当社が別途定める額
- ② 増加する資本準備金の額：会社計算規則第39条に従い当社が別途定める額
- ③ 増加する利益準備金の額：0円

### 3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はございません。

### 4. 株式交換完全子会社に関する事項（会社法施行規則第193条第3号）

- (1) 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

森羽紙業の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙3のとおりです。

- (2) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はございません。

- (3) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

**5. 株式交換完全親会社に関する事項（会社法施行規則第193条第4号）**

- (1) 株式交換完全親株式会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はございません。

**6. 会社法第799条第1項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者があるときは、株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務（当該債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）**

該当事項はございません。

以上

## 別紙1 株式交換契約書

### 株式交換契約書

王子ホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及び森羽紙業株式会社（以下「乙」という。）は、2023年12月25日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条 （株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

#### 第2条 （株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：王子ホールディングス株式会社

住所：東京都中央区銀座四丁目7番5号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：森羽紙業株式会社

住所：青森県五所川原市大字姥薮字桜木28番地1号

#### 第3条 （本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式数の合計に1,803を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1,803株を割り当てる。
3. 前二項の規定に従って本割当対象株主に割り当てられるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

#### 第4条 （甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従って、甲が別途適当に定める金額とする。

#### 第5条 （効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年2月1日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合、

甲及び乙は協議して合意の上、これを変更することができる。

#### 第6条 (本契約の承認に係る株主総会)

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本契約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約について会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得る。

#### 第7条 (会社財産の管理等)

乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、本契約において別途定めるものを除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲及び乙が協議して合意の上、これを行う。

#### 第8条 (禁止事項)

乙は、本契約締結日以降、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合における自己株式の取得を除く。）の決議を行ってはならない。

#### 第9条 (本契約の効力)

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 会社法第 796 条第 3 項の規定により、甲が第 6 条第 1 項に定める手続による本株式交換を行うことができない場合
- (2) 第 6 条第 2 項に定める乙の株主総会又は法令で定める関係官庁の承認が得られない場合
- (3) 次条に従い本契約が解除された場合

#### 第10条 (本株式交換の条件の変更及び本契約の解除)

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、(i)天災地変その他の事由により甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、(ii)本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生又は判明した場合等本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議して合意の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第11条 (準拠法及び管轄)

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈される。
2. 甲及び乙は、本契約に関連して裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第12条 （協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、甲及び乙が協議の上、これを定める。

（条文以上）

本契約締結の証として本契約書 2 通を作成し、甲乙が署名又は記名押印の上、各 1 通を保有する。

2023 年 12 月 25 日

甲：

東京都中央区銀座四丁目 7 番 5 号

王子ホールディングス株式会社

代表取締役社長 磯野 裕之

本契約締結の証として本契約書 2 通を作成し、甲乙が署名又は記名押印の上、各 1 通を保有する。

2023 年 12 月 25 日

乙：

青森県五所川原市大字姥菴字桜木 28 番地 1 号

森羽紙業株式会社

代表取締役 長谷川 通

別紙2 株式交換完全子会社の株主に対してその株式に代わる株式交換完全親会社の株式の数又はその数の算定方法の定め相当性に関する事項

1. 本株式交換に係る割当内容

会社名	王子ホールディングス 株式会社 (株式交換完全親会社)	森羽紙業 株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	1,803
株式交換により交付する株式数	1,983,300 株 (予定)	

注1) 株式の割当比率

森羽紙業の普通株式1株に対して、当社の普通株式1,803株を割当て交付いたします。また、本株式交換により交付する当社の普通株式は、当社が保有する自己株式1,983,300株を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社合意の上、変更されることがあります。

注2) 単元未満株式の取り扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主が新たに生じる場合、当社の単元未満株式を保有することとなる森羽紙業の株主の皆様は、当社の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

①単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対して、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求し、これを売却することができる制度です。

②単元未満株式の買増制度（100株への買い増し）

会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対して、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数の当社普通株式を売り渡すことを請求し、これを買い増すことができる制度です。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関であるEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下「EY」といいます。）に当社及び森羽紙業の株式価値並びに株式交換比率の算定を依頼することとしました。

当社は、株式交換比率については、下記(2)②「算定の概要」に記載のEYが算定した

株式交換比率レンジの範囲内であることから、本株式交換比率は妥当な水準であり、また、EYによる森羽紙業の株式価値の算定結果を参考に、森羽紙業の財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、両社で慎重に協議を重ねた結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが両社の株主の利益に資するものであるとの判断に至りました。

## (2) 算定に関する事項

### ① 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

当社は、本株式交換の株式交換比率について、その公平性・妥当性を確保するため、当社及び森羽紙業から独立した第三者算定機関であるEYに依頼をし、2023年12月22日付で、当社及び森羽紙業の株式価値に関する算定書を取得しました。

なお、EYは当社及び森羽紙業の関連当事者には該当せず、当社及び森羽紙業との間で重要な利害関係を有しません。

### ② 算定の概要

EYは、両社の株式価値の算定に際して、当社の株式価値については、当社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（算定基準日は、直近の株式市場の状況を反映するために2023年12月22日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1か月、3か月、6か月の各期間の株価終値の平均値）を用いて算定を行いました。算定された当社の普通株式の1株当たりの価値の評価レンジは以下のとおりです。

採用手法	算定結果（円）
市場株価法	537 ～ 588

森羽紙業の株式価値については、非上場会社であるため市場株価が存在しないこと、将来清算する予定はない継続企業であること、他方で客観的資料である貸借対照表上の純資産に着目して株式価値を算定することは有用であることに鑑み、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（DCF法）を採用いたしました。なお、算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、森羽紙業の株式価値については、類似上場会社の市場株価及び財務データ等を使用した実証的な価値算定を行うため、類似会社比準法によっても算定を行いましたが、森羽紙業と類似上場会社の企業規模は異なることから、参考に留めました。

EYが上記各手法により算定した、森羽紙業普通株式の1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	算定結果（円）
DCF法	1,017,818 ～ 1,075,980
参考：類似会社比準法	1,267,789 ～ 1,418,067

上記より当社の普通株式 1 株あたりの株式価値を 1 とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりとなります。

株式交換比率の算定結果	
DCF 法	1,731 ~ 2,004
参考：類似会社比準法	2,156 ~ 2,641

EY は、株式価値の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

事 業 報 告

自 令和4年7月21日

至 令和5年7月20日

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

(1) 事業の状況

第53期（令和4年7月21日から令和5年7月20日まで）の事業概況を御報告します。

令和4年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症やウクライナ侵攻の影響で厳しい状況が続く中、我が国経済はウィズコロナの段階へ移行し、社会経済活動が正常化し、個人消費や設備投資が持ち直しの兆しを見せています。ただし、円安やエネルギー価格高騰などの影響で回復は遅れ、令和4年度は成長率は僅かにとどまり、他国に比べて回復が遅れていると言えます。

青森県経済は、新型コロナウイルスやウクライナ情勢による原油価格上昇、円安、物価上昇などの影響がありました。また、大雨による農産物被害や鳥インフルエンザによる殺処分も経済に大きなダメージを与えました。しかし、行動制限の緩和によりねぶた祭りなどのイベントが再開され、個人消費の回復傾向やインバウンド需要の取り組みもあり、経済の持ち直しの兆しが見られます。

りんごの収穫量は令和3年産を6%上回る43万9千トンで、ほぼ前年並みでした。りんご関係で例年と違った点がありました。大幅な円安の影響で、輸出量が以下の通り変化しました：（令和3年9月～令和4年8月）は3万545トン、（令和4年9月～令和5年6月）は4万1083トン。令和5年6月時点で前年比135%の増加となっています。また、段ボールから発泡スチロールへと包装材が変更され、その変化は段ボール100万平米に及びました。

〔ふじ21万4600トン（前年比8%増）、つがる4万4100トン（前年比7%増）、王林4万2600トン（前年比6%増）、ジョナゴールド3万6700トン（前年比4%増）〕

段ボール業界におきましては、食品や通販・宅配分野で需要が好調を維持した一方で電気・機械器具向けが減少し、生産量は前年並みとなりました。

以上のような状況のもとで、シェア率アップ、新規の顧客開拓を目標に取り組み、販売量（段ボールケース）は12,058千平方メートル（前年比99.19%）、生産量（段ボールケース）は12,023千平方メートル（前年比98.41%）となり、売上高においては、2,010,848千円（前年比111.72%）、当期純利益（税引前）105,804千円（前年比172.47%）の結果となりました。

(2) 第53期 実績

1) 生産量

A 段ボールケース	12,023千平方メートル	（前年比 98.41%）
B 片面段ボール	5,180千平方メートル	（前年比 97.87%）

2) 売上量

A 段ボールケース	12,058千平方メートル	(前年比 99.19%)
B 片面段ボール	5,179千平方メートル	(前年比 97.74%)
C 外注委託段ボール	633千平方メートル	(前年比 228.52%)

3) 売上高

A 段ボールケース	1,370,674千円	(前年比107.17%)
B 片面段ボール	218,259千円	(前年比121.73%)
C 買入商品	421,915千円	(前年比123.49%)
合計	2,010,848千円	(前年比111.72%)

4) 当期純利益 (税引前)

105,804千円 (前年比172.47%)

2. 対処すべき課題

昨年の線状降水帯による水害、今年の高温・干魃、そして異常気象が続いており、主力の農産物の安定的な受注確保が難しくなってきました。SDGsを追い風にエコパとその他の販売量を増加させる方針です。また、老朽化した設備の更新と定期的なメンテナンスを徹底し、故障による生産停止を防ぎます。

3. 財産及び損益の状況の推移

(単位：円)

区 分	第50期	第51期	第52期	第53期 (当期)
売上高	1,815,773,007	1,938,295,021	1,799,968,946	2,010,848,164
経常利益	110,116,317	92,963,845	61,346,245	105,804,049
当期純利益	72,300,317	63,273,845	39,774,245	70,660,049
1株当たり当期純利益	65,728	57,522	36,158	64,236
総資産	1,489,160,257	1,605,808,656	1,629,006,349	1,745,350,381
純資産	947,055,045	1,009,228,890	1,047,903,135	1,117,463,184
1株当たり純資産	860,959	917,481	952,639	1,015,876

#### 4. 主要な事業内容

1. 段ボールシート、段ボール箱、板紙製容器並びに紙製品、包装資材の製造販売
2. 印刷
3. 前各号に関連する事業

※主な製品、取扱商品

<製造品名>

- ・撥水及び一般各種段ボールケース ・片面段ボール製品各種
- ・台形段ボール

<取扱商品名>

- ・コバヤシKBパック
- ・丸三フルーツキャップ
- ・日本モールドモールドパック
- ・トーションネット
- ・ロックステーブル
- ・アイスボックス

#### 5. 本社及び工場

青森県五所川原市大字姥范字桜木28番地1号

電話0173(35)2646

#### 6. 従業員の状況

当期末現在の従業員は次のとおりです。

区分	従業員数	前期末比増減
男子	33名	-
女子	5名	-1名
合計	38名	-1名

#### 7. 主要な借入先

借入先	借入額
青森銀行五所川原支店	30,000,000 円
計	30,000,000 円

## II. 会社の株式に関する状況

当期末現在の株式の状況は次のとおりです。

- ①発行可能株式総数 2,000株  
②発行済株式の総数 1,100株  
③当期末株主総数 4名

### ④株主

株主名	持株数	持株比率
(注) 本書面においては、当事者間の合意により非開示としています。		
計	1,100株	100%

## III. 会社役員に関する事項

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
熊谷 壮夫	代表取締役会長	PM京都㈱ 代表取締役社長
長谷川 通	代表取締役社長	
加福 憲彦	取締役営業部長	
小林 敏昭	取締役	PM京都㈱ 取締役
高見 武夫	監査役	PM京都㈱ 監査役
三上 清隆	監査役	公認会計士、税理士



## 損益計算書

自 令和4年7月21日

至 令和5年7月20日

(単位:円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,010,848,164
売 上 原 価		1,715,334,949
売 上 総 利 益		295,513,215
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		191,422,658
営 業 利 益		104,090,557
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	39,047	
受 取 配 当 金	86,800	
そ の 他 営 業 外 収 益	1,722,545	1,848,392
営 業 外 費 用		
そ の 他 営 業 外 費 用	134,900	134,900
経 常 利 益		105,804,049
税 引 前 当 期 純 利 益		105,804,049
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	26,000,000	
法 人 税 等 調 整 額	9,144,000	35,144,000
当 期 純 利 益		70,660,049

## 株主資本等変動計算書

自 令和4年7月21日

至 令和5年7月20日

(単位：円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	利益剰余金					株主資本 合計	
		利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余 金合計		
			特別償却 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	11,000,000	2,750,000	0	980,000,000	54,153,135	1,036,903,135	1,047,903,135	1,047,903,135
当期変動額								
剰余金の配 当					△ 1,100,000	△ 1,100,000	△ 1,100,000	△ 1,100,000
当期純利益					70,660,049	70,660,049	70,660,049	70,660,049
別途積立金 積立て				30,000,000	△ 30,000,000	0	0	0
当期変動額合計	0	0	0	30,000,000	39,560,049	69,560,049	69,560,049	69,560,049
当期末残高	11,000,000	2,750,000	0	1,010,000,000	93,713,184	1,106,463,184	1,117,463,184	1,117,463,184

## 個別注記表

自 令和4年7月21日 至 令和5年7月20日

1. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しております。
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法

#### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品	売価還元法
商品、原料、材料、貯蔵品	最終仕入原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法によっております。

ただし、平成10年4月以降に取得した建物、平成28年4月以降に取得した建物附属設備、構築物については、定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税の規定による繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 役員賞与引当金

定時株主総会での承認を条件に支給される役員賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。

#### ③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき期末における要支給額を計上しております。

#### ④ 退職給付引当金

従業員の退職金の支給に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見積額に基づき計上しております。

### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### ① リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. その他の注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		716,719,315 円
(2) 建物・建物附属設備・機械及び装置	保険差益圧縮記帳額	134,154,237 円
(3) 建物	収用による圧縮記帳額	66,413,683 円
(4) 担保に供している資産		
建物		27,465,109 円
土地		96,000,000 円
(5) 1株当たり当期純利益		64,236 円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期末株式数	当期末株式数	摘要
発行済株式			
普通株式	1,100 株	1,100 株	
合計	1,100 株	1,100 株	
自己株式			
普通株式	0 株	0 株	
合計	0 株	0 株	

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
令和4年9月12日 定時株主総会	普通株式	1,100,000 円	1,000 円	令和4年 7月20日	令和4年 9月13日
合計		1,100,000 円	1,000 円		

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

令和5年9月13日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(ア) 配当金の総額	1,100,000 円
(イ) 1株当たりの配当額	1,000 円
(ウ) 基準日	令和5年7月20日
(エ) 効力発生日	令和5年9月14日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 監査役の監査報告書謄本

私たち監査役は、令和4年7月21日から令和5年7月20日までの第53期事業年度に係る計算書類及びその附属明細書を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、当会社の監査役は、定款第35条に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告を監査する権限を有しておりません。

### 1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役等から会計に関する職務の執行状況を聴取し、会計に関する重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、会計帳簿又はこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

計算書類及び附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和5年8月29日

監査役 高見 武夫 

監査役 三上 清隆 

以上